

香芝市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年3月25日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

都市創造部 公園道路管理課

第4 監査の実施期間

令和6年12月24日から令和7年2月12日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 昇降機保守点検業務の委託契約において、人的被害の懸念により設置業者以外の業者との契約の危惧という事情等は斟酌できるものの、契約の公平性、公正性及び経済性を担保するためにも、発注者主導による契約書の書式作成等、契約主管課と協議を行い適正に対処されたい。

なお、事故等が生じた場合の責任の所在を明確にするためにも、再委託については原則として禁止にされたい。